

【資料第3号】

土木部みどり公園課

文京区立本郷給水所公苑条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

1 概要

公苑占用料については、3年に1度行われている固定資産税評価の評価替えに合わせ、その翌年度に占用料の改定を行っている。この度、平成30年の評価替えを踏まえ、平成31年4月に占用料の改定を行うものである。

2 文京区立本郷給水所公苑条例新旧対照表

別表（第八条関係）

公苑の占用料

_____は改正部分を示す。

種 別	単 位	金 額	
		新	旧
公衆電話所	1箇所 1月	1,407円	1,191円
写真撮影のための臨時的な占用	1回（1時間以内）	1,955円	1,682円
ロケーション	1回（1時間以内）	17,250円	14,850円
その他の占用	1平方メートル 1日	46円	39円